

青森県報

号外第三十一号

令和七年
三月三十一日
(月曜日)

目次

規則

- 青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則… (環境保全課) … 一
- 青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則… (同) … 二

告示

- 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正… (環境保全課) … 二
- 右 同… (同) … 二
- 右 同… (同) … 二
- 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正… (同) … 三
- 右 同… (同) … 三
- 右 同… (同) … 三
- 悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定の一部改正… (同) … 三

規則

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十二号

青森県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

青森県環境影響評価条例施行規則（平成十二年六月青森県規則第百六十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項に次のように加える。

リ 出力が二万キロワット以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業	
ヌ 出力が二万キロワット以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	

別表第一の十五の項中「設置の事業（一時間当たりの最大排出ガス量が二十万ノルマル立方メートル）」を「設置の事業（一時間当たりの最大の排出ガス量（温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス量をいう。以下同じ。）が二十万立方メートル）」に、「最大排出ガス量が十万ノルマル立方メートル以上二十万ノルマル立方メートル」を「最大の排出ガス量が十立方メートル以上二十立方メートル」に、「変更の事業（一時間当たりの最大排出ガス量が二十万ノルマル立方メートル）」を「変更の事業（一時間当たりの最大の排出ガス量が二十万立方メートル）」に改める。

別表第二中二十四の項を二十五の項とし、二十一の項から二十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二十の項中「最大排出ガス量」を「最大の排出ガス量」に改め、同項を同表の二十一の項とし、同表中十六の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次の一項を加える。

十六 別表第一の五の項のり又はヌに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	

別表第三中二十五の項を二十六の項とし、二十二の項から二十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二十一の項中「最大排出ガス量」を「最大の排出ガス量」に改め、同項を同表の二十二の項とし、同表中十六の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次の一項を加える。

十六 別表第一の五の項のり又はヌに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	

附 則

- この規則は、令和七年七月一日から施行する。
- この規則の施行の前に青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）第七条の規定による方法書の公告を行った同条例第二条第四項に規定する対象事業に係る環境影響評価その他の手続は、なお従前の例による。

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第三十四号

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公害防止条例施行規則（昭和四十七年九月青森県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十二号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第二十三条第一項第六号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第二十四条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第六中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「三、〇〇〇」を「八〇〇」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十三条第一項第六号及び第二十四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第二百三十三号

昭和六十二年三月三十一日青森県告示第百六十四号（航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「青森県環境エネルギー部環境保全課」を「青森県環境エネルギー部環境政策課」に改める。

青森県告示第二百四号

平成九年五月二日青森県告示第三百三十四号（航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「青森県環境エネルギー部環境保全課」を「青森県環境エネルギー部環境政策課」に改める。

青森県告示第二百五五号

平成九年五月二日青森県告示第三百三十五号（航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「青森県環境エネルギー部環境保全課」を「青森県環境エネルギー部環境政策課」に改める。

青森県告示第二百六号

平成十年四月三十日青森県告示第二百九十六号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「青森県環境エネルギー部環境保全課」を「青森県環境エネルギー部環境政策課」に改める。

青森県告示第二百七号

平成十三年四月一日青森県告示第二百三十四号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「青森県環境エネルギー部環境保全課」を「青森県環境エネルギー部環境政策課」に改める。

青森県告示第二百八号

平成二十年三月七日青森県告示第五百五十四号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「青森県環境エネルギー部環境保全課」を「青森県環境エネルギー部環境政策課」に改める。

青森県告示第二百九号

昭和四十八年三月一日青森県告示第二百一十一号（悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

「青森県環境エネルギー部環境保全課」を「青森県環境エネルギー部環境政策課」に改める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭